

食物アレルギーに対する学校給食での対応

1 考え方の基本

学校給食は教育の一環として実施しており、食物アレルギー等、食事に関して配慮が必要な児童生徒に対しても可能な限り対応していく必要があると考えられる。しかし、アレルギーの原因となる食物や症状は一人一人異なるため、不適切な対応は、小・中学生の時期の身体の成長に影響を与える一方、重篤な健康被害を与えることもあり、安易な判断で対応食を実施することは避けなければならない。そこで、食物アレルギーのある児童生徒の保護者に対してはアレルギーの症状を正しく把握するために、最低年1回は医療機関で受診することを勧め、**医師の判断、指示に基づいた食物アレルギー対応を行っていくため、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」（以下「管理指導表」）の提出を必須とし、「管理指導表」の内容をもって対応に当たる。**

取り組みにあたっては、

- ① 保護者と面談等を通じて連絡を密にし、児童生徒の状況などの情報を入手しながら、成長に合わせて適切に対応していく。
- ② 学校給食は集団給食の限られた設備・人員で実施しているため、対応範囲については必ずしも保護者の希望に沿うものとは限らない。
- ③ 事故防止や、万が一、事故が発生した場合、全教職員が適切に対応する。
- ④ 中学校においては、選択制の観点から除去対応は飲用牛乳のみとする。
- ⑤ 個別の取り組み内容は年度ごとに検討する。
- ⑥ 代替食の提供はしない。

学校給食における食物アレルギー対応の考え方

【目標】アレルギーを有する児童生徒においても、給食時間を安全に、かつ楽しんで過ごすことができる。

【原則】

- ◎ 食物アレルギーを有する児童生徒にも、給食を提供する。そのためにも、安全性を最優先とする。
- ◎ 食物アレルギー対応委員会等により組織的に行う。
- ◎ 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に基づき、医師の診断による『管理指導表』の提出を必須とする。
- ◎ 安全性確保のため、原因食物の完全除去対応（提供するかしないか）を原則とする。
- ◎ 学校及び調理場の施設設備、人員等を鑑み無理な（過度に複雑な）対応は行わない。
- ◎ 教育委員会等は食物アレルギー対応について一定方針を示すとともに、各学校の取組を支援する。

【食物アレルギーの診断について】

■ 食物アレルギーの確定診断

1. 特定の食物摂取によりアレルギー症状が誘発されること（問診又は食物経口負荷試験）
2. その食物に感作されていること（特異的IgE抗体・皮膚試験が陽性）

1及び2が確認できれば、確定診断とする。どちらか一方だけでは、食物アレルギーと診断したことにはならない。

- ◎ 食物経口負荷試験の実施医療施設は、食物アレルギー研究会のホームページで公開されている。（<https://www.foodallergy.jp/>）

食物経口負荷試験

- ・ アレルギーが確定しているか疑われている食品を単回または複数回に分割して摂取させ、症状の有無を確認する検査
- ・ ①原因食物の診断、②安全に摂取できる量の決定または耐性獲得の診断のために行う

参考「厚生労働科学研究班による食物アレルギーの栄養指導の手引き 2017」

2 食物アレルギー対応運用上の注意点

- (1) 食物経口負荷試験の実施については、保護者が主治医等と相談の上、決定する。
*食物経口負荷試験が不要な場合は、保護者は主治医等に「食べられる食物」と「食べられない食物」をしっかりと確認する。
- (2) 生の鶏卵は、一般的には食物負荷試験を実施しないため、卵アレルギーであっても「マヨネーズ・加熱は可」の記載があれば、学校給食で提供することができる。